

平成24年度 厚生事業計画

事業名	事業内容	実施時期	利用方法									
健康	特定健康診査・保健指導事業	平成24年度中に満40歳～75歳に達する組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者が、契約健診機関でメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病に関する健康診査と保健指導を受診する場合に経費の全額を助成します。	別途通知します。 (職場の定期健康診断と人間ドック検診のいずれかを受診してください。)									
	無料人間ドック検診事業	平成24年度中に満40歳、50歳に達する組合員が、契約健診機関で人間ドックを受診する場合に経費の全額を助成します。(乳がん検査はマンモグラフィーとエコー検査の選択受診)	平成24年6月1日～平成25年3月25日(※) 契約健診機関へ予約の上、支部から交付された利用券を持参し、受診してください。 (5月下旬送付予定)									
	一般人間ドック検診助成事業	組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養配偶者が、契約健診機関で人間ドックを受診する場合に経費の一部を助成します。(乳がん検査はマンモグラフィー又はエコー検査の選択受診) <自己負担金> <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>組合員</td> <td>被扶養配偶者</td> </tr> <tr> <td>1日・素泊まり</td> <td>8,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>2泊3日</td> <td>14,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> </table> 素泊まり及び2泊3日コースは、公立学校共済組合近畿中央病院でのみ実施		組合員	被扶養配偶者	1日・素泊まり	8,000円	14,000円	2泊3日	14,000円	21,000円	平成24年4月1日～平成25年3月25日(※) 契約健診機関へ予約の上、所属所で受診票の交付を受けて、受診してください。
		組合員	被扶養配偶者									
	1日・素泊まり	8,000円	14,000円									
	2泊3日	14,000円	21,000円									
	脳ドック検診事業	平成24年度中に満40歳、50歳に達する組合員が、無料人間ドック検診受診の際に、契約健診機関で脳ドックを併用受診する場合に経費の全額を助成します。	平成24年6月1日～平成25年3月25日(※)	契約健診機関へ予約の上、支部から交付された利用券を持参し、無料人間ドック検診とともに受診してください。 (5月下旬送付予定)								
セルフケア脳ドック検診助成事業	組合員のうち、平成24年度中に満45歳、55歳に達する組合員及び定年退職予定の組合員が、一般人間ドック検診受診の際に契約健診機関で脳ドックを併用受診する場合に、経費の一部を助成します。 【自己負担金】10,000円	平成24年4月1日～平成25年3月25日(※)	契約健診機関へ予約の上、所属所で受診票の交付を受けて、一般人間ドック検診とともに受診してください。									
前立腺検診事業	男性組合員のうち、平成24年度中に満40歳、45歳に達する者及び50歳以上の者が、無料人間ドック検診又は一般人間ドック検診受診の際に契約健診機関で前立腺疾患の検診を併用受診する場合に経費の全額を助成します。	平成24年4月1日～平成25年3月25日(※) (無料人間ドック検診と併用受診する場合は6月1日から)	契約健診機関へ予約の上、所属所で受診票の交付を受けて、無料又は一般人間ドック検診とともに受診してください。									
骨粗しょう症検診事業	女性組合員のうち、平成24年度中に満40歳、45歳、50歳、55歳に達する者及び定年退職予定の者が、無料人間ドック検診又は一般人間ドック検診受診の際に契約健診機関で骨粗しょう症検診を併用受診する場合に経費の全額を助成します。	平成24年4月1日～平成25年3月25日(※) (無料人間ドック検診と併用受診する場合は6月1日から)	契約健診機関へ予約の上、所属所で受診票の交付を受けて、無料又は一般人間ドック検診とともに受診してください。									
管理	乳がん・子宮頸がん検診事業	女性組合員が契約健診機関で乳がん・子宮頸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します。(乳がん検診はマンモグラフィー又はエコー検査の選択受診) *人間ドック及び自己採取子宮頸がん検診を受診しない者のみ対象	平成24年4月1日～平成25年3月25日(※)									
	(※)平成25年3月25日まで実施しますが、健診機関の予約がとれないこともありますので、できるだけ平成25年2月28日までに受診願います。											
	自己採取子宮頸がん検診事業	女性組合員が郵送による子宮頸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します。(検体未提出等の場合は、検査器具代等全額自己負担となります。) *人間ドック及び子宮頸がん検診を受診しない場合でアンケートに回答いただける方のみ対象	平成24年6月上旬～9月	別途、所属所に通知します。所属所に申し込んでください。 (年1回募集・6月上旬)								
	大腸がん検診事業	組合員が郵送による大腸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します。(検体未提出等の場合は、検査器具代等全額自己負担となります。) *人間ドックを受診しない者のみ対象	平成24年11月上旬～2月	別途、所属所に通知します。 (年1回募集・11月上旬)								
	ストレスドック	組合員がストレスドックを受診する場合に経費の一部を助成します。 定員：100名	平成24年7月～12月	別途、所属所に通知します。支部に直接申し込んでください。 (年1回募集・6月頃)								
	こころの健康チェック(簡易ストレスチェック)	組合員が家庭でチェックシートに記入し、実施機関に送付するだけで、心の健康づくりに役立つアドバイスを受けることができます。	平成24年秋頃	所属所を通じて募集します。支部に直接申し込んでください。 (年1回)								
	健康管理セミナー	組合員及び家族の健康づくりをすすめるために、生活習慣病予防やこころの健康を考えるとともに、体力づくり等の実技等を行うセミナーを開催します。	平成24年7月・8月頃	所属所を通じて募集します。								
	職場の健康づくり支援事業	組合員の健康づくりに関する講習会、研修会等への支援として、各所属所で実施される事業に対し、1件当たり40,000円を限度として助成を行います。	平成24年5月1日～平成25年2月28日	各所属所が企画し、事業実施の1か月前までに支部へ申し込んでください。								
	こころの健康相談室	こころの健康の保持増進を図るため、組合員及び被扶養者が予防的観点から気軽に相談(カウンセリング)できる「こころの健康相談室」を開設し、経費の全額を助成します。	平成23年4月1日～平成24年3月25日	契約健診機関に予約の上、組合員証を持参してください。								
	教職員健康相談24	組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者の健康維持・迅速な治療行為に役立てるため、フリーダイヤルで健康・医療相談を実施します。 <教職員健康相談24> フリーダイヤル 0120-24-8349 24時間年中無休 <メンタルヘルス面接予約受付デスク> フリーダイヤル 0120-783-269 (月)～(金)9:00～21:00、(土)9:00～16:00 (日曜・祝日・年末年始を除く。) <セカンドオピニオン相談事業> フリーダイヤル 0120-214-249 (月)～(金)10:00～16:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。)		相談機関に直接電話で相談・予約をしてください。 *携帯電話・PHS可								

事業名		事業内容	実施時期	利用方法
健康 管理 事業	地区別健康増進事業	組合員及び被扶養者を対象に、京都市地区及び各支所において、それぞれの地域に即した体育、その他の健康増進事業を実施します。	地区により異なります。	該当地区の所属所に支部又は支所からお知らせします。
	指定宿泊施設利用助成事業	組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者が保養又はレクリエーションを目的に、公立学校共済組合直営施設等を利用する場合、1人1泊につき2,000円(「ホテルルビノ京都堀川」は3,000円、「うらしま荘」は2,500円)を助成します。 (任意継続組合員及びその被扶養者は、ホテルルビノ京都堀川・うらしま荘のみ助成) ●公務出張の場合は利用できません。 ●年間3回を限度とします。 (ホテルルビノ京都堀川、うらしま荘、京都教育文化センターについては助成回数の制限はありません。) ●連泊は2泊を1回とみなします。 ●被扶養者は小学生以上とします。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	契約施設に予約の上、利用日までに所属所で利用券の交付を受けてください。 *ホテルルビノ京都堀川・うらしま荘・京都教育文化センターを利用する場合は、 利用者全員(被扶養者含む。) 組合員証を提示し、指定宿泊施設利用届出書を記入いただければ助成が受けられます。
	保養等施設利用助成事業	組合員及び被扶養者が、保養又はレクリエーションを目的に、支部が契約する京都府内の民宿等を利用する場合、1人1泊につき2,000円を助成します。 ●公務出張の場合は利用できません。 ●年間2泊を限度とします。 ●被扶養者は小学生以上とします。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	契約施設に予約の上、利用日までに所属所で利用券の交付を受けてください。
	団体割引施設契約事業	組合員(任意継続組合員を含む。)及び家族が支部の契約する宿泊施設やレクリエーション施設等を利用する場合、一般価格より割引いた価格で利用できます。(任意継続組合員は一部施設を利用できません。)	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	利用の際に公立学校共済組合京都支部組合員であることを申し出て、組合員証を提示してください。
	宿泊施設の相互利用制度	組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者(任意継続組合員の被扶養者を除く。)が他の共済の施設に宿泊する場合、当該共済組合員と同一の料金で宿泊できます。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	施設に宿泊予約する際に公立学校共済組合員であることを申し出てください。 制度を利用する 全員(被扶養者含む。) の組合員証の提示が必要です。
	バカンスクーポン	組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者が次の条件を満たして旅行する場合、所定の手続をとるとJRの割引きっぷが購入できます。 ・対象宿泊施設に宿泊すること。 ・大人2名以上又は子どもと併せて2名以上で利用すること。 ・JRを片道201km以上で、往復利用すること。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	バカンスクーポン申込書に所属所で証明を受け、契約旅行会社で直接購入してください。
ライフプランセミナー	組合員が退職後の健康管理や生涯生活設計を考える機会となる講座を開催します。	平成24年11月中旬頃	所属所を通じて募集します。	
介護講座	組合員及び家族が介護の基本的知識や介護技術を習得する講座を開催します。	平成24年7月・8月頃	所属所を通じて募集します。	
生活 活	介護機器レンタル助成事業	組合員本人及び2親等以内の同居親族の要介護者を有する組合員が介護機器をレンタルする場合、レンタル料金の一部を助成します。 *指定の介護機器1台につき、1月5,000円を限度にレンタル料金の7割を助成します。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	レンタル開始後3月ごとに支部へ申請してください。
	育児用品レンタル助成事業	組合員が小学校就学前の子のために育児用品をレンタルする場合、レンタル料金の一部を助成します。 *指定の育児用品1台につき、1年度10,000円を限度にレンタル料金の7割を助成します。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	レンタル期間終了後、支部へ申請してください。
	ホームヘルパー雇用助成事業	組合員、配偶者及び同居の家族が出産、病気等のため、紹介所等の紹介又は派遣によりホームヘルパーを雇用した場合、1日7,000円を限度とする実費を助成します。 *1回につき8日を限度とし、年度中2回までとします。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	雇用後3月以内に支部へ申請してください。
事業	婚礼利用助成事業	組合員(任意継続組合員を含む。)及びその子が「ホテルルビノ京都堀川」又は「うらしま荘」で婚礼をする場合、挙式、披露宴等婚礼に要した経費のうち1組につき25万円を限度に助成します。	平成24年4月1日 ～平成25年3月31日	「ホテルルビノ京都堀川」又は「うらしま荘」に申し出てください。
	福祉保険制度 (ファミリー年金・医療費支援制度)	組合員が在職中に死亡した場合又は組合員及び配偶者が入院した場合、給付金等が支払われます。	保障期間：11月1日 ～翌年10月31日	所属所を通じて募集(予定)(年1回募集・6月)
	アイリスプラン	組合員及び配偶者が在職中や退職後の生活をより豊かで充実したものにするため、経済生活支援事業として実施します。 *「年金コース」、「医療・傷害補償コース」の2つのコースがあります。(「介護保障コース」は平成22年度から募集停止となりました。)	加入日・契約日 ：3月1日	所属所を通じて募集します。 (年1回募集・10月頃)

各事業の詳細については各所属所に備え付けの「厚生事業実施要領」及び支部からの通知文をご覧ください。